

# 日産 200億円申告漏れ

## 租税回避地の子会社巡り

東京国税局指摘

日産自動車は東京国税局の税務調査を受け、2017年3月期の税務申告で200億円強の申告漏れを指摘されたことが7日、同社や関係者の話で分かった。タックスヘイブン(租税回避地)に保険業務を手掛ける子会社を保有しており、日産の所得と合算すべきだと判断された。法人税などの追徴税額は過少申告加算税を含めて50億円超とみられる。

### 日産は不服、審査請求

日産は処分を不服とし「識している」などとコメントして国税不服審判所に審査請求しており、「当社の問題はされたのは、税処理は適正であったと認

負担が軽いパシニータ諸島にある海外子会社。日産が保険会社に支払った自動車ローンに関する保険料の一部が子会社に入る仕組みになっている。国税局はこの子会社に

避を防ぐ「外国子会社合算税制」(タックスヘイブン対策税制)を適用し、子会社の利益を日産の利益と合算すべきだと指摘

▼外国子会社合算税制 日本企業が法人税率の低いタックスヘイブン(租税回避地)に会社の利益を集めて法人税を圧縮するのを防ぐ制度。1978年に導入された。適用されるとタックスヘ

したとみられる。

これに対し、日産側は子会社は主として日産グループ以外と取引している」と主張。税制の適用が除外される「非関連者基準」を満たしており、申告漏れには当たらないと争っているもようだ。

外国子会社合算税制を巡っては、国税当局から申告漏れを指摘される企業が相次ぐ一方、企業側が処分の不当を争って勝

イフンにある会社の利益が日本企業に合算されて課税負担が生じる。適用には株式の保有割合などで一定の条件があり、事業の内容や実体などが複数の要件を満たせば適用除外となることもある。

訴したケースもある。シテ名古屋国税局から12億円の追徴課税を受けた

デンソーは、課税処分の取り消しを求めて提訴。最高裁は17年10月、処分の取り消しを認め、国税側が敗訴した。